

日行連発第445号
平成24年7月12日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 岸 本 敏 和

「自動車登録等実施要領の制定について」の一部改正について

今般、国土交通省自動車局自動車情報課より、平成24年7月9日適用の「自動車登録等実施要領の制定について」の一部改正について、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡いたします。

今回の改正は、「自動車登録等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号・国自技第232号）を、入管法改正に伴い改正するものです。

各単位会におかれましては、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

【参考資料】

「自動車登録等実施要領の制定について」の一部改正について
（平成24年7月6日付/国自情第54号・国自整第60号）

「自動車登録等実施要領の制定について」（国自管第166号・国自技第232号）
の一部改正について 新旧対照表

「自動車登録等実施要領」

以 上